

竹尋小学校いじめ防止等に係る基本方針

令和8年4月1日

I いじめ防止のための基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健康な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、竹尋小学校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「竹尋小学校いじめ防止基本方針」を定め、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- * 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。
- * 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すものとする。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- * いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校における「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

(3) 基本方針

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり見過ごしていたりする可能性が

ある。

いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体に又は財産に重大な被害が生じられるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

2 学校としての取り組み

(1) 教職員の基本的な姿勢

① いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての児童に関する問題である。

② いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど、望ましい集団づくりと合わせて指導する。

③ いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

(2) いじめの防止等の取り組み

① 「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止等や、いじめの対処に関する処置を組織

的、実効的に行う。

○いじめ防止対策委員会は、次の各項について指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- ア いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- イ いじめの防止等に係る校内研修の策定
- ウ いじめの防止等に係る関係機関連携
- エ いじめの防止等に係る年間計画の策定
 - ・学期ごとに児童へのアンケートを行う。
 - ・アンケートをもとに、個人面談を行う。
- オ いじめの防止等に係る児童及び保護者への啓発・広報
- カ いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- キ いじめを認知した場合の対応プログラムの作成
- ク 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- ケ 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

(3) 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これらの重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

① 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第 28 条に基づいて次の通り定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童等が自殺を企図した場合 等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

② 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員等との連携
- (オ) 関係児童への指導

いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

また、暴力行為、授業妨害等の行為など集団行動を逸脱した場合、その児童に対して別室対応を行う。

- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 福山市教育委員会との連携のもとで指導計画の策定
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組みの見直し
- (エ) 改善策の実施

3 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係るふり返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。